

おかげさまで日整連「自動車整備業賠償共済保険」は 制度発足50周年を迎えました！

令和3年10月1日保険始期より、下記の内容を改定し、さらに充実いたしました！



対物超過修理費用補償特約の自動付帯

受託自動車保険

&Ucar自動車保険

保険料を据え置きで特約を追加しました。

対物超過修理費用補償特約とは…

対物事故が発生し、相手自動車の修理費が時価額を超える場合に過失割合に応じて超過分(限度額50万円)をお支払いします。



&Ucar契約 加入要件の緩和

引受可能な前年度の中古車販売台数を、120台以下から210台以下に拡大しました。

整備事業者の業務遂行中(納車・引取り車検場への往復等)の事故はお客様が加入している任意自動車保険では補償されません。万が一のためにご加入をおすすめします。

▶ 自動車整備業賠償共済保険

加入資格

各自動車整備振興会の会員である整備事業者が加入できます。

基本契約

受託自動車保険

車検で預かった車を納車に行く途中で、
通行人をはねてしまい、死傷させた。



PL保険(生産物賠償責任保険)

お客様に納車後、整備不良が原因でタイヤが外れ、
そのタイヤが歩行者を直撃し、ケガをさせた。



施設賠償責任保険

工場の看板が外れて、通行人を直撃し、ケガをさせた。



オプション契約

車両賠償保険(自動車管理者賠償責任保険)

納車時、電柱に接触してお客様の車を破損させた。



火災保険水災保険特約

工場で保管中、洪水によりお客様の車が水没した。



&Ucar® 契約

&Ucar自動車保険

販売用中古車を運転して移動中に
通行人をはねてしまい死傷させた。



&Ucar車両特約

販売用中古車同士をぶつけて車にキズがついてしまった。



おもな特徴

- ✓ 団体契約により割安な保険料
- ✓ 簡単なお手続きでお申込みが可能
- ✓ PL保険付き整備ミスによる納車後の損害を補償

詳しくは
パンフレットを
ご参照ください。



貴社のご意向を下記よりお選びいただき、○印をしてFAXでお知らせください。 **FAX.03(3239)1978**

一度説明を聞きたい

パンフレットを送ってほしい

加入したい

事業場名	担当者名	住所
電話番号	認証番号	

全共済・振興会は個人情報に関する法律等を遵守し、お客様の個人情報を適正に取り扱います。また、お客様の個人情報は全共済・振興会が取り扱う引受損害保険会社の商品・サービスのご案内等に利用させていただく場合があります。

お問い合わせは右記取扱代理店まで <取扱代理店> 一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済) Tel:03(3264)1511